

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）において、配送等を担当する運転手として勤務していたところ、平成○年○月○日、産業廃棄物の積み込み作業中、バランスを崩し積荷の上から転落し、受傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、受傷当日、D病院に救急搬送されて「右寛骨臼骨折、右肋骨骨折、右肘関節骨折、右手関節骨折」等（以下「本件傷病」という。）と診断され、同日、E病院に転医し入院加療となった。その後、請求人は複数の医療機関を受診し、療養を継続した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、これらを支給してきたが、平成○年○月○日から同年○月○日までの間に係る休業補償給付については、本件傷病が同年○月○日をもって治癒（症状固定）したものと判断し、同年○月○日から同月○日までの期間に係る休業補償給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成○年○月○日をもって治癒しているとして、同年○月○日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日以降も、F整形外科医院及びG病院に通院しているが、H医師は、同年○月○日付け症状の照会に対する回報において、今後の治療の必要性及び方針について「疼痛強く、慢性化しており、抗うつ剤などの内服の継続の必要あり、消炎処置にて疼痛コントロールし、リハを行っている。」と述べ、症状固定の見込時期は「不明」とするも、就労の可能性について、「平成○年○月頃より軽作業、就労可能見込み」と述べている。また、I医師も、平成○年○月○日付け症状の照会に対する回報において、最近6か月の症状変化の有無について「無」、症状固定の見込時期について「症状固定で良いかと思われるが、手術も検討中」である旨を述べている。

(2) 当審査会において、F整形外科医院及びG病院の診療録を始め、一件資料を改めて精査したが、請求人に対する治療は、決定書理由第2の2の(2)のオに説示のとおり、疼痛等に対する対症療法を中心としたものと認められる。さらに、請求人の治療経過及び本件傷病発生からの時間経過も鑑みると、当審査会としても請求人の本件傷病は平成○年○月○日をもって治癒しているものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした平成○年○月○日以

降の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。